

辻・本郷 社会保険労務士法人が
毎月発行する事務所報。
法改正など、みなさまのお役に立つ情報を
お届けしていきます。



女性活躍推進法について

女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）は、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的に 2016 年 4 月に施行されました。

この法律により常用雇用する労働者 101 人以上の企業は、女性活躍の状況把握、課題分析、数値目標を含む一般事業主行動計画の策定・届出・公表が義務付けられています。取組みに優れた企業は「えるばし」「プラチナえるばし」の認定が受けられ、企業イメージの向上が期待できます。本稿では、現行法における一般事業主が行うべき取組の流れと、改正法のポイントについて解説いたします。



1 一般事業主が行うべき取組の流れ

(1) 一般事業主行動計画の策定について

STEP1 自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析

▶ 基礎項目による状況把握（必ず把握すべき項目）

- 採用した労働者に占める女性労働者の割合
- 労働者の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間の状況
- 男女の平均継続勤務年数の差異
- 管理職に占める女性労働者の割合

▶ 選択項目による状況把握

- 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供 ……男女別の採用における競争倍率、男女別の配置の状況、男女間賃金差異 等
- 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備……男女別の育児休業取得率及び平均取得期間、有給休暇取得率 等

▶ 課題分析の視点例

- 採用した労働者に占める女性労働者の割合が低い雇用管理区分がないか
- より基幹的な職種において女性比率が低く、より補助的な職種において女性比率が高くなっていないか

STEP2 一般事業主行動計画の策定、社内周知、公表

▶ 行動計画の策定

STEP1の状況把握、課題分析の結果を勘案し、行動計画を策定

- (a) 計画期間、(b) 数値目標、(c) 取組内容、(d) 取組の実施時期を盛り込むことが必要

① 計画期間：2023 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

② 目標と取組内容・実施時期

目標 1：管理職（課長級以上）に占める女性労働者の割合を 30% 以上にする。

〈取組内容〉

● 2023 年 4 月～経営層や管理職を対象に、会議にて女性活躍に関する意見交換の実施

区分①
「職業生活に関する機会の提供」
に関する数値目標！

▶ 行動計画の社内周知、公表

行動計画を全ての労働者に周知し、外部に公表

【周知の方法】事業所の見やすい場所への掲示、電子メールでの送付、インターネットへの掲載

【公表の方法】厚生労働省が運営する「女性の活躍推進企業データベース」への掲載

STEP3 一般事業主行動計画を策定した旨の届出

▶ 行動計画を策定・変更したら、電子申請、郵送又は持参により管轄の都道府県労働局に届出

STEP4 取組の実施、効果の測定

▶ 定期的に、数値目標の達成状況や、行動計画に基づく取組の実施状況を点検・評価

(2) 女性の活躍に関する情報の公表について

自社の女性の活躍に関する状況について、常時雇用する労働者数 301 人以上の企業は男女間賃金差異を含めた 3 つ以上、300 人以下の企業は 1 つ以上の公表項目を選択し、求職者等が簡単に閲覧できるように公表する必要があります。

2 女性活躍推進法の改正ポイント

情報公表の必須項目の拡大（施行日：2026年4月1日）

これまで従業員数 301 人以上の企業に公表が義務付けられていた男女間賃金差異について、101 人以上の企業に公表義務を拡大するとともに、新たに女性管理職比率についても 101 人以上の企業に公表が義務付けられます。

企業等規模	改正前	改正後
301人以上～	男女間賃金差異に加えて、2項目以上を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、2項目以上を公表
101人～300人	1項目以上を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、1項目以上を公表

法律の有効期限の延長

法律の有効期限は 2026 年 3 月 31 日となっていましたが、さらに 10 年間延長され、2036 年 3 月 31 日までに延長されました。そのため、企業は、今後も継続的に女性活躍に向けた環境整備を進めていく必要があります。

〈参考文献等〉

- ・女性活躍推進法特集ページ（えるぱし認定・プラチナえるぱし認定） <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html> （参照 2025/12/11）
- ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定しましょう！（パンフレット） <https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001366780.pdf> （参照 2025/12/11）

発行元



辻・本郷 社会保険労務士法人
HONGO TSUJI HR CONSULTING

新宿HR事務所：〒160-0022 東京都新宿区新宿 3-1-1 世界堂ビル 7 階

TEL：03-5361-8061（代表）

TH letter for HR 担当：鈴木・須賀・四方田

当法人の詳細
お問い合わせ



スマホで
読み取り
または
クリック！